

## **[事案 27-297] 契約無効請求**

・平成 28 年 9 月 16 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集代理店（銀行）の募集人による契約時の説明不十分およびクーリング・オフ妨害等を理由として、契約の取消しと一時払保険料の円払込金額の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 9 月に契約した利率変動型一時払終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して、一時払保険料の円払込金額を返還してほしい。

- (1) 本件契約が保険であるとの説明を受けなかったため、募集代理店（銀行）の定期預金のような商品であると誤解した。
- (2) 元本割れのリスクのある商品であることの説明が不足していた。また、募集人から「元本割れすることは信じられない」と言われたため、元本割れない商品と誤解した。
- (3) クーリング・オフの説明を受けていない。
- (4) クーリング・オフを申し出たが、受け付けられなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 客観的な資料から、明らかに申立人は本件契約が保険商品であることを理解していた。
- (2) 募集人は、途中解約をした場合および円高が進んだ場合に元本割れする商品であることを説明している。
- (3) 募集人は、パンフレット等の資料により、クーリング・オフの内容およびその方法について説明している。
- (4) 申立人は、募集人から改めて説明を聞いて納得し、クーリング・オフをする必要はないと判断したもので、募集人がクーリング・オフをさせなかったものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどの契約時の状況およびクーリング・オフ申出時の状況を把握するため、申立人ならびに募集人および募集に関与した者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約の取消しと一時払保険料の返還は認められない。しかし、加入申込みの 2 日後に、募集に関与した者にクーリング・オフの意向を示していた申立人に対し、募集人は、申立人の不満を解消するための努力をしたものと認められるが、募集人は、申立人に対し、クーリング・オフについての最終確認やクーリング・オフの方法を説明する等の配慮をすることが望まれたことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたため、和解契約書の締結をもって解決した。